

山形県無電柱化推進計画 概要

平成28年に定められた「無電柱化の推進に関する法律（以下、無電柱化法）」を受け、国土交通省において、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、無電柱化法7条に基づき、平成30年4月に無電柱化推進計画が定められた。

山形県においても無電柱化を推進するため、無電柱化法第8条に基づき、平成31年3月に策定した「山形県道路中期計画2028」での方針を踏まえ、山形県内の区域における無電柱化の推進に関する基本的な方針、目標、施策を定めたものである。

○計画の考え方

- ・無電柱化法第8条に基づく山形県における無電柱化の計画。
- ・山形県道路中期計画2028における無電柱化関連の内容を抜き出したもの。

○計画の範囲

- ・山形県内の区域

○計画の期間

- ・令和元年～令和5年の5年間
山形県道路中期計画の改訂にあわせ、無電柱化推進計画を更新する予定。

○無電柱化を優先的に実施する箇所の考え方

- ・安全・円滑な交通確保 … バリアフリー化に合わせた無電柱化の推進
歩道の無散水消雪に合わせた無電柱化の推進
- ・防災機能の向上 … DID 地区内の緊急輸送道路を中心に無電柱化を推進
- ・観光振興・中心市街地の活性化 … 市町村と連携しながら無電柱化を推進
- ・住環境の改善 … 居住誘導区域を中心に市町村等と連携し無電柱化を推進

○無電柱化の目標

- ・第7期無電柱化計画（～令和2年度）までで電線管理者と同意のとれた道路延長 17.7kmの事業に着手し、無電柱化を推進する。

○無電柱化の箇所

- ・第7期無電柱化計画（～令和2年度）までに電線管理者と合意のとれた箇所。

○無電柱化の手法等

- ・電線共同溝方式（ソフト地中化含）、裏配線方式、単独地中化等による無電柱化
- ・占用制限制度の運用による無電柱化

○無電柱化を推進するために必要な事項

- ・広報 … 工事の実施に合わせた広報活動など
- ・無電柱化情報の共有 … 低コスト手法による無電柱化の情報共有など

山形県無電柱化推進計画（案）

令和元年 11 月

山形県

目次

1. はじめに	1
2. 無電柱化に関する基本的な方針	2
1) 山形県における無電柱化の現状	2
2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢	4
3) 無電柱化の対象路線	4
3. 無電柱化推進計画の位置付と計画期間	6
4. 無電柱化の推進に関する目標	6
5. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	8
1) 無電柱化事業の実施	8
2) 占用制限制度の適用	10
3) 関係者間の連携の強化	12
6. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	13
1) 広報・啓発活動	13
2) 無電柱化情報の共有	13

1. はじめに

山形県では、昭和 60 年代初頭から、道路整備事業、街路整備事業、土地区画整理事業などにより、これまで、山形県管理道路の無電柱化を行ってきた。

道路上の電柱は、歩行者や車椅子の通行の妨げとなる他、地震や暴風雨などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すおそれがあるなど、防災面からも問題がある。加えて、観光地や、中心市街地における立地適正化計画等の策定を契機とした街づくりに取り組むうえで、電線が道路上空を輻輳している状況は景観を損ねている。

このような現状に鑑み、安全かつ円滑な交通の確保、災害の防止、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として、無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号。以下「無電柱化法」という。）が定められた。

国土交通省では、平成 30 年 4 月に、無電柱化法第 7 条の規定に基づき、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため無電柱化推進計画が定められた。また、無電柱化法第 8 条第 1 項においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。

本計画は、山形県の道路整備に関する中期計画である「山形県道路中期計画 2028」の内容に基づき、無電柱化法第 8 条第 1 項に基づく都道府県無電柱化推進計画として、今後の山形県が実施する無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。



▲電線が緊急輸送道路の上空を輻輳している例（山形市内）

2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 山形県における無電柱化の現状

山形県における無電柱化は、昭和 60 年代から、電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式などにより、無電柱化が進められており、平成 30 年度末現在で約 32.2 km の無電柱化が完了している。これは、山形県管理道路の約 0.9% に相当する。

しかし、山形県では、用途地域面積における土地区画整理事業の施行面積は、約 25% となっており、その半数以上が、昭和 50 年代までに認可された土地区画整理事業で整備された市街地となっている。これらの市街地では、ほとんど無電柱化されておらず、道路上空を輻輳する電線により、街並みの景観が阻害されている他、背の高い山車を使ったお祭りなどの実施に制限が生じる可能性があり無電柱化による良好な空間の形成が望まれている。



▲電線による街並み景観の阻害の例（天童市内）



▲中心市街地によるお祭りの例（酒田祭り）
立て山鉾と秋田竿灯は電線のない公園で実施。



▲中心市街地によるお祭りの例（新庄祭り）
迫力ある大きな山車の披露



▲中心市街地によるイベントの例（天童市内）
高所作業車など働く車の展示

山形県における無電柱化の経緯

計画期	年度	年数	全国の無電柱化延長 (整備延長) ※	うち山形県※※
第1期電線類地中化計画 (電線類地中化計画)	S61～H2	5年間	約 1,000km	約 1.8km
第2期電線類地中化計画 (電線類地中化計画)	H3～H6	4年間	約 1,000km	約 1.5km
第3期電線類地中化計画 (電線類地中化計画)	H7～H10	4年間	約 1,400km	約 2.9km
第4期電線類地中化計画 (新電線類地中化計画)	H11～H20	5年間	約 2,100km	約 9.9km
第5期電線類地中化計画 (無電柱化推進計画)	H16～H20	5年間	約 2,200km	約 7.4km
第6期電線類地中化計画 (無電柱化に係るガイドライン)	H21～H29	9年間	約 2,200km	約 8.6km

※道路延長：CCB等の整備延長

※※ 国土交通省、県、市町村施行で無電柱化された道路の延長（CCB等の延長ではない）

また、これまでは、良好な景観形成、街づくりの観点から無電柱化の実施を行ってきたが、近年多発する地震や台風などの災害により、電柱が倒壊する危険性を踏まえ、防災面から、重要物流道路や代替・補完路、緊急輸送道路を中心とした無電柱化にも取り組んでいく必要がある。



▲電線の倒壊の例（国交省ホームページより）
災害時の救助活動の妨げとなっている。

2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまでの無電柱化は、道路拡幅事業や土地区画整理事業といった事業の際に、需要の高い幹線道路等を中心に実施してきたが、今後は、安全かつ円滑な交通の確保、防災性能の向上、良好な景観の形成・観光振興の観点から、無電柱化の必要な道路において推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。」という無電柱化法第2条の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により山形県の魅力あふれる美しい街なみを形成し、安全・安心な生活環境を確保するよう推進することとする。

3) 無電柱化の対象路線

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿線住民等の合意形成が重要である。そのため、以下の項目に該当する道路について、優先的に無電柱化を推進する路線として、取り組みを進める。

なお、国土交通省管理の一般国道などは、当該道路管理者に協力を要請する。

① 安全・円滑な交通確保

バリアフリー基本構想に位置付けられた重点整備地区等、バリアフリー化等に合わせた無電柱化を推進する。また、事故、ヒヤリハットの多い通学路において、地域住民等関係者の合意が得られた区間は、無電柱化を推進する。また、冬期間の円滑な交通確保を主目的として、歩道の無散水消雪設置事業を実施する際は、出来る限り、無電柱化も合わせて実施し、冬期間の安全・円滑な交通確保を推進する。

② 防災機能の向上

人口集中地区（D I D）内の緊急輸送道路は、道路管理者である国や市町村の協力を得つつ、無電柱化を推進する。

③ 観光振興・中心市街地の活性化

歴史的風致地区等における街なみの保全を行う地域や、お祭り、イベント等の実施等、中心市街地の活性化や観光振興に資する箇所については、市町村等と連携し、無電柱化を面的に推進する。

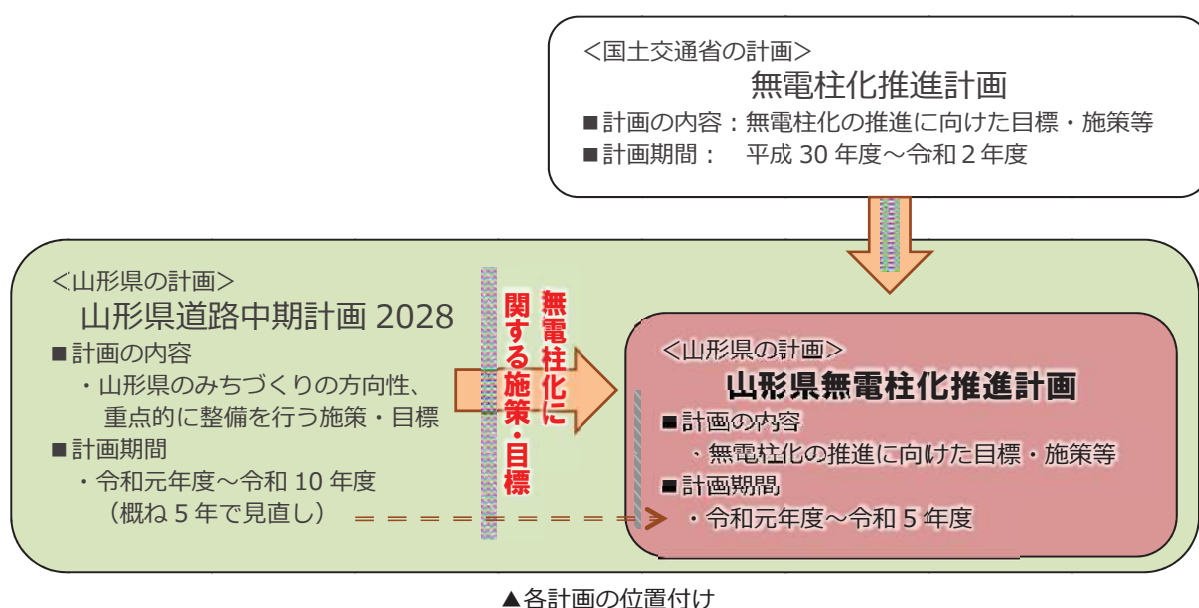
④ 住環境の整備

市町村の策定する立地適正化計画に基づく居住誘導区域に指定されている箇所等、良好な景観や住環境の形成が必要な区域は、市町村等と連携し、無電柱化を面的に推進する。

3. 無電柱化推進計画の位置付と計画期間

本計画は、山形県の道路整備に関する中期計画「山形県道路中期計画 2028」における取組みの一つである無電柱化の推進について、具体的な取組を明らかにするものである。計画期間については、国土交通省の定める無電柱化推進計画が令和2年までである一方、山形県道路中期計画の計画期間とその見直しの期間を勘案し、令和元年度から令和5年度までの5年間とする。

なお、計画期間中であっても、国や市町村の動向を踏まえ、見直す必要が生じた場合は、適宜見直すものとする。



4. 無電柱化の推進に関する目標

現在、山形県内において、電線共同溝等の整備により無電柱化が完了している道路延長は63.4km^{*}である。また、令和元年9月末時点、電線管理者等と無電柱化の合意が得られている道路延長は17.7km^{*}である。この17.7km^{*}については、「2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針」に基づき、無電柱化事業に着手する。

^{*}直轄国道及び市道を含み、CCB等の総延長である。

優先的に無電柱化する路線

	路線名称	事業主体	区間	延長*	備考
1	(国) 112号	国土交通省	山形市 桜田東	1,070m	第1次緊急輸送道路
2	(国) 112号	国土交通省	山形市 元木	810m	第1次緊急輸送道路
3	(国) 112号	国土交通省	山形市 下条	1,520m	第1次緊急輸送道路
4	(都) 旅籠町八日町線 (主) 山形朝日線	山形県 (街路)	山形市 七日町	165m	第1次緊急輸送道路 観光振興・中心市街地の活性化
5	(都) 豊里十里塚線 (一) 吹浦酒田線	山形県 (街路)	酒田市 本町	1,370m	第2次緊急輸送道路 観光振興・中心市街地の活性化
6	(都) 羽黒橋加茂線 (主) 鶴岡羽黒線	山形県 (街路)	鶴岡市 神明町	208m	第1次緊急輸送道路
7	(都) 旅籠町八日町線 (主) 山形朝日線	山形県 (街路)	山形市 本町	1,224m	第1次緊急輸送道路 観光振興・中心市街地の活性化
8	(都) 赤湯停車場線 (一) 赤湯停車場線	山形県 (街路)	南陽市 二色根	932m	安全・円滑な交通確保 観光振興
9	(都) 桐町成田線 (主) 長井大江線	山形県 (街路)	長井市 本町	886m	観光振興 中心市街地の活性化
10	(主) 上山七ヶ宿線	上山市	上山市 十日町	940m	観光振興・中心市街地の活性化
11	(主) 上山蔵王温泉線	山形県 (道路)	山形市 蔵王温泉	480m	観光振興
12	(市) 鶴岡公園新形町線	鶴岡市 (街路)	鶴岡市 冢中新町	500m	景観形成・中心市街地の活性化
13	(都) 四日町日月山線 (六日町工区)	山形市 (街路)	山形市 六日町	678m	観光振興 安全・円滑な交通確保
14	(都) 諏訪町七日町線 (大龍寺工区)	山形市 (街路)	山形市 七日町	250m	第2次緊急輸送道路(予定) 安全・円滑な交通確保
15	(都) 十日町双葉町線(十日町工区) (都) 旅籠町八日町線(十日町工区)	山形市 (街路)	山形市 香澄町	556m	第2次緊急輸送道路(予定) 安全・円滑な交通確保
16	(都) 道形黄金線 (一) 鶴岡村上線	山形県 (街路)	鶴岡市 馬場町	900m	第1次緊急輸送道路 観光振興・中心市街地の活性化
17	(市) 山寺川原町線	山形市 (道路)	山形市 山寺	780m	観光振興 景観形成
18	(市) 千手院線	山形市 (道路)	山形市 山寺	680m	観光振興 景観形成
19	(市) 山寺駅停車場線	山形市 (道路)	山形市 山寺	120m	観光振興 景観形成
20	(都) 北本町飛田線 (主) 新庄戸沢線	山形県 (街路)	新庄市 本町	1,000m	第2次緊急輸送道路
21	(都) 山王町本町線	鶴岡市 (街路)	鶴岡市 本町	253m	第2次緊急輸送道路 景観形成・中心市街地の活性化
22	(市) 大泉橋一日市町線	鶴岡市 (道路)	鶴岡市 本町	642m	景観形成
23	(主) 山形山寺線	山形県 (道路)	山形市 山寺	180m	観光振興 景観形成
24	(都) 本町東大町線 (主) 酒田松山線	山形県 (街路)	酒田市 本町	700m	第1次緊急輸送道路 観光振興・中心市街地の活性化
25	(都) 東原村木沢線 (主) 山形朝日線	山形県 (街路)	山形市 木の実町	520m	第2次緊急輸送道路 観光振興・中心市街地の活性化
26	(都) 諏訪町七日町線(建昌寺工区) (都) 香澄町専称寺線(建昌寺工区)	山形市 (街路)	山形市 七日町	370m	安全・円滑な交通確保 景観形成・中心市街地の活性化
	合	計		17,734m	

*CCB等の総延長

5. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

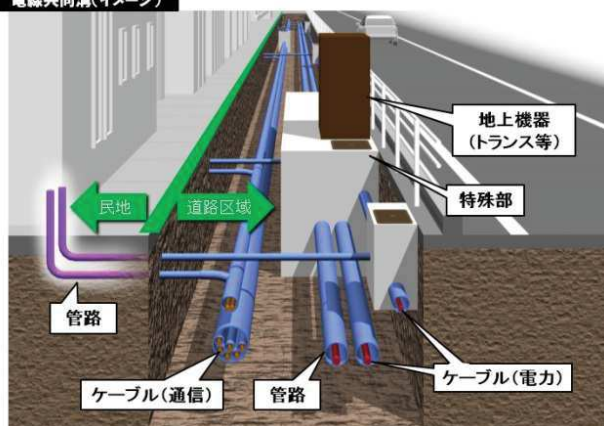
1) 無電柱化事業の実施

主に、以下の事業手法により無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

① 電線共同溝方式

電線共同溝法に基づく道路付属物であり、道路管理者と電線管理者が整備費用を負担する。電線共同溝の整備に際しては、道路及び沿道の利用状況や現況の歩道幅員、都市計画決定の状況、収容する電線類の量、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、ソフト地中化等も積極的に採用する。

電線共同溝(イメージ)



▲電線共同溝の例（国交省ホームページより）



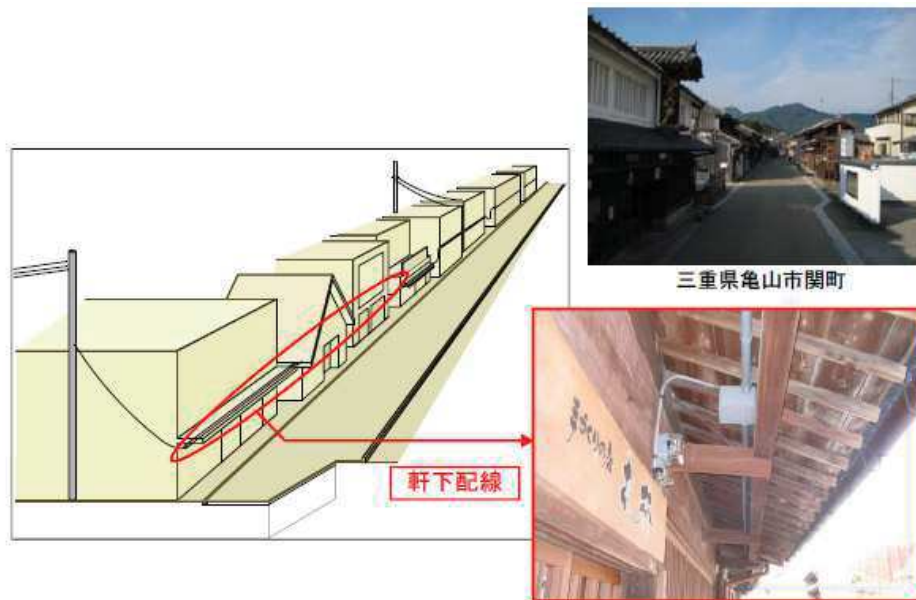
▲電線共同溝による無電柱化の例（天童市内）



▲ソフト地中化による無電柱化の例（山形市内）

② 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる箇所においては、低コストで無電柱化が実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。



▲軒下配線による無電柱化の例
(国土交通省ホームページより)



(国土交通省ホームページより)



▲裏配線による無電柱化の例
(山形市 蔵王みはらしの丘)

③ 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第 12 条に規定する道路の新設、改築又は修繕に関する事業、市街地開発事業、開発許可を受けて行う事業等が実施される際に、電線管理者に無電柱化の検討を要請する。県においては、無電柱化の実施にあたり、山形県無電柱化推進協会等を活用し無電柱化の推進に向け調整を図るとともに、無電柱化法第 12 条に基づく無電柱化が可能である場合は、電線の占用を認めないこととする。

④ 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、条件が整わず電線共同溝の整備が行えない道路については、電線管理者に単独地中化方式による無電柱化を要請する。単独地中化の実施に際しては、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力する。

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式[※]による整備を行うとともに、要請者が負担する要請者負担方式^{※※}による無電柱化が実施される場合は円滑に進むよう支援する。

[※]要請者負担方式…要請者（開発事業者や地域住民等）が全額費用を負担して整備する方式

^{※※}自治体管路方式…地方公共団体が管路設備を整備し、残りを電線管理者が整備する方式

2) 占用制限制度の適用

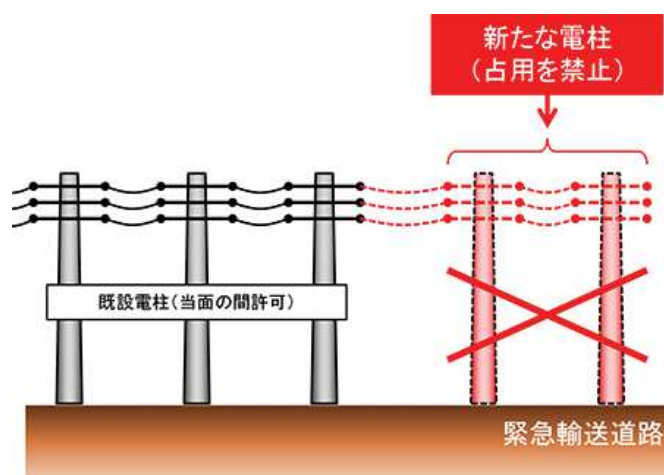
災害が発生した際、道路上に設置された電柱が倒壊し、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障をきたすことが無いよう、道路法第 37 条の規定に基づき、防災上重要な道路において、新たな電柱の道路の占用を制限することにより、無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

国土交通省では、防災の観点から、平成 28 年 4 月から、国が管理する緊急輸送道路について、道路法第 37 条第 1 項の規定に基づく新設電柱の占用の制

限措置を実施している。このことを受け、平成 28 年から、山形県においても、県が管理する第一次緊急輸送道路において新設電柱の占用を制限する措置を実施している。

また、国土交通省において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施についても、国土交通省の動向を踏まえ検討する。なお、制限区域の指定に際しては電線管理者と協議し、意見を聴取した上で決定する。



▲ 占用制限措置のイメージ
(国土交通省ホームページより)

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を実施する。

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者等からなる東北地方無電柱化協議会山形県無電柱化推進調整会議等を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

② 工事・設備の連携

山形県の管理する道路において無電柱化事業を実施する際に、他の道路事業やガス、水道等の地下埋設物の工事等の予定がある場合、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、相互に工事を調整してコスト、工期を縮減するとともに、民地への引込設備を集約するなどにより、効率的に行えるよう調整を積極的に行う。

③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、無散水消雪整備事業、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

6. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の協力が得られるよう、無電柱化工事の実施状況や効果等、広報誌等を活用して周知し、理解を広げる。

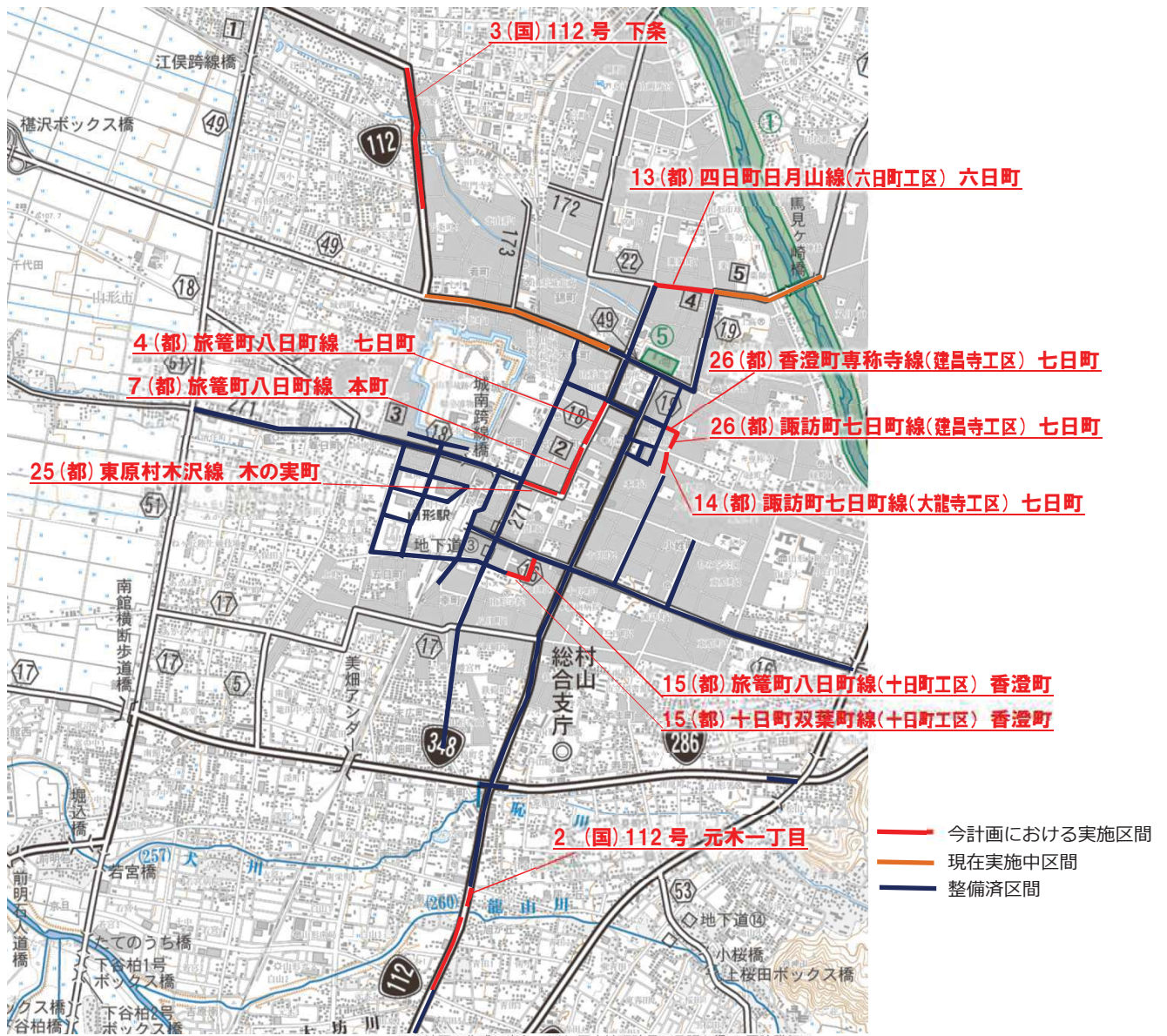
2) 無電柱化情報の共有

国土交通省や他の地方公共団体と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、山形県の取組や問題点等について国や他の地方公共団体との共有を図る。

特に、低コスト手法による無電柱化の実施を目指し、浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式による施工について情報共有を行う。

(無電柱化の箇所図)

●山形市内



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平30情使、第72-GISMAP41406号)



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平30情使、第72-GISMAP41406号)

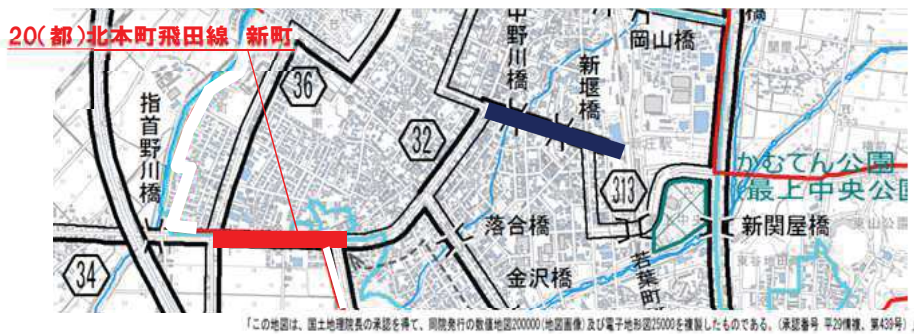


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平30情使、第72-GISMAP41406号)

● 上山市内



● 新庄市内



● 南陽市内

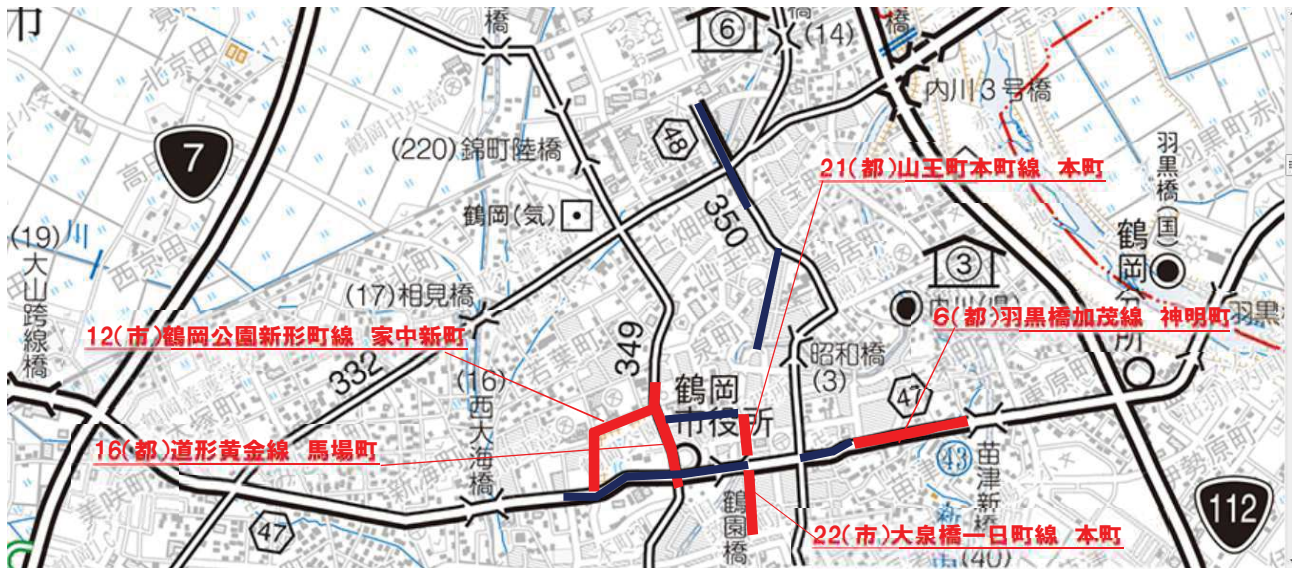


● 長井市内



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平30情使、第72-GISMAP41184号)

● 鶴岡市内



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平30情使、第72-GISMAP41417号)

● 酒田市内



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平30情使、第72-GISMAP41417号)

- 今計画における実施区間
- 現在実施中区間
- 整備済区間